

## 必要経費になる税金・ならない税金

**Q** : 私は、個人で小売店を営んでいます。税金には必要経費になる税金とならない税金があるようですが、どのようになっているのですか？

**A** : 次のようになっています。

### 【解説】

租税公課とは、税金やいろんな賦課金のことですが、租税公課には次のように必要経費になるものとならないものがありますので注意してください。

#### (1) 必要経費になるもの

- ① 業務の用に供される資産にかかる固定資産税、登録免許税、不動産取得税、事業税、事業所税、自動車税等
- ② 酒税、特別地方消費税等は、消費者、利用者等から徴収する金額が、総収入金額に算入され、申告や賦課決定により納付する金額が必要経費となります。
- ③ 各種の組合費、会費等

#### (2) 必要経費にならないもの

- ① 所得税
- ② 延滞税、利子税及び加算税(利子税のうち事業から生じた所得にかかる延納利子は除きます)
- ③ 印紙税法の規定による過怠税
- ④ 道府県民税及び市町村民税(都民税及び特別区民税を含みます)
- ⑤ 地方税法の規定による延滞金、過少申告加算金及び重加算金

